



令和8年9月8日

午後2時

柿の木などの伐採費用を補助します

市は、人の日常生活圏でのクマの出没を抑制するため、クマを誘引する恐れのある柿やクリなど、実のなる樹木の伐採に要する費用の一部を補助します。

- 1 対象者 樹木を所有または樹木の所有者から同意を得て管理する個人
- 2 対象樹木 次のすべての条件を満たす樹木が対象です
 - ・ 柿、クリ、その他実のなる果樹類であること
 - ・ 樹木が生えている場所が、人家、農地などからおおむね 200 メートル以内にあること
 - ・ 胸の高さで測った幹の直径がおおむね 15 センチメートル以上であること
 - ・ 営利目的で栽培、管理されている樹木ではないこと
 - ・ 原則として、根元から伐採すること
- 3 補助金額 伐採、運搬および処分に要する費用の 3 分の 2 以内（補助上限 10 万円）
 - ※伐採する本数にかかわらず、補助上限額は 10 万円です
 - ※伐採業者に委託して実施する場合の費用が補助対象となります
- 4 申込受付期間 9 月 25 日（金）から 12 月 11 日（金）まで
 - ※予算額に限りがあるため、受付期間内であっても、予算額に達した場合は受け付けを終了します
 - ※事前申し込みをしないで樹木を伐採した場合は補助対象になりません
- 5 申し込みに必要なもの
 - ・ 伐採費用の見積書
 - ・ 樹木の位置図
 - ・ 樹木の現況写真
 - ・ その他、市が必要と認める書類

※詳しい内容は、添付のチラシを確認してください
- 6 申込先 本庁生活環境課または各支所市民福祉課

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町 7 番 2 号
市民環境部生活環境課環境衛生係 主任主事 菅原
電話：(0191)21 - 8341（ダイヤルイン）
FAX：(0191)21 - 2101
メールアドレス：seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

一関市有害獣誘因木伐採事業費補助金

※令和8年9月25日（金）より申請受付開始

市では、人の日常生活圏へのクマの出没を抑制するため、クマを誘引するおそれのある柿やクリなど、実のなる樹木の伐採に要する費用の一部を補助します。

1 補助金の対象経費と補助額

伐採、運搬及び処分に要する費用の3分の2以内（上限10万円）

※伐採する本数にかかわらず、補助上限額は10万円です

※伐採業者に委託して実施する場合の費用が補助対象となります（自身で行う伐採は補助対象外）

※補助金の交付は、当該年度において同一の者につき1回に限ります

2 補助金を申請できる方

樹木を所有または樹木の所有者から同意を得て管理する個人

3 補助金の対象となる樹木の要件

次のすべての条件を満たす樹木が対象です

- ・クリ、柿、その他実のなる果樹類であること
- ・樹木が生えている場所が、人家、農地などからおおむね200メートル以内にあること
- ・胸の高さで測った幹の直径がおおむね15センチメートル以上であること
- ・営利目的で栽培・管理されている樹木ではないこと
- ・原則として、根元から伐採すること

4 申込期間

令和8年12月11日（金）まで

※予算額に限りがあるため、受付期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了します

5 申込先

市民環境部生活環境課、各支所市民福祉課

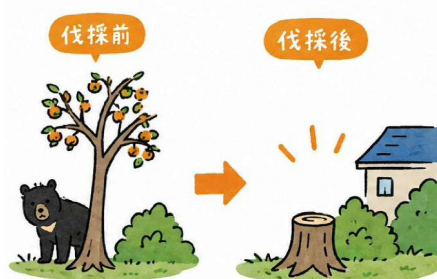
※申込書は申込先の窓口で配布しているほか市ホームページからもダウンロードできます

6 必要書類

- ・補助金事前申込書（様式第1号）
- ・対象樹木の位置図
- ・対象樹木の種類・本数がわかる現況写真
- ・対象経費の内訳が確認できる見積書の写し
（合計金額のみが書かれた作業内容が不明の見積書は不可）
- ・対象樹木がある土地の所有者等であることを証する書類
（登記事項証明書、固定資産税課税明細書の写し等）
- ・同意書及び委任状（所有者から委任を受けた者が申請する場合）
- ・その他市長が必要と認める書類

【ご注意ください】

※事前申し込みせずに伐採した樹木については、補助の対象となりません



【お問い合わせ先】

一関市役所市民環境部生活環境課
環境衛生係21-8341

各支所市民福祉課 市民生活係

花泉82-2213 大東72-4075 千厩53-3945

東山47-4516 室根64-3804 川崎43-2113

藤沢63-5316